

「知床半島先端部地区利用の心得（試行版）」の「普及版（パンフレット）」の作成について（案）

1. 作成の目的

「利用の心得（試行版）」自体は、実際に先端部地区に立ち入ろうとする人に対し、守るべき事項の詳細を示すものである。

本「普及版（パンフレット）」は、広く一般に「先端部地区」が、どのような場所であるか、そこに立ち入る場合にはどのような意識・認識（覚悟）と準備等が必要であるかを周知するためのものである。（一般利用者の安易な立入利用を戒め、相当な意識が必要であることを啓発するもの。）

2. 内容

- (1) 先端部地区の区域概要
- (2) どのような場所であるか
- (3) 立ち入る場合の意識・認識（覚悟）
- (4) 利用形態別の立入りの要件
- (5) 情報収集等の準備（情報等の提供先）

3. 形式・部数

- ・ A 4 横 三つ折り
- ・ 3 万部(?)

4. 配布場所

- * 環境省（釧路自然環境事務所、羅臼・ウトロ自然保護官事務所）
- * 斜里・羅臼町役場
- * 羅臼ビジターセンター、知床自然センター
- * 斜里町・羅臼町観光協会
- * 利用適正化検討会議関係団体・機関 等
- * 道の駅 等

知床半島先端部地区とは

知床半島先端部地区の位置

知床半島先端部地区の立ち
入りについて（お願い）

■ 知床国立公園 & 知床世界自然遺産地域

極めて原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を有する地域であることから、人類共有の財産として持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いで行く必要があります。

■ 『ヒグマの棲家(すみか)におじゃまする』

世界的にも有数なヒグマの高密度生息地です。立ち入る際には、ヒグマによって象徴される知床の自然に対し、「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』思想が求められます。

■ 自己判断による自己責任

知床半島先端部地区は、歩道や車道など利用のための施設は無く、また極めて厳しい自然条件の地域で、一般的な利用に関する安全性は全く保証されていません。

これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられます。

また、事故が発生した場合には、莫大な費用と時間を要するだけでなく、生死に関わる状況になるおそれのある地域です。

『知床半島先端部地区利用の心得
(試行版)』について

先端部地区への立ち入り利用形態

『利用の心得(試行版)』では、知床半島先

知床半島先端部地区においては、「知床ならではの原始性の高い自然景観と多様な生態系の持続的な保全」と「質の高い自然体験機会の適正な提供」を目的として、先端部地区への立ち入り利用者が守るべき『利用の心得(試行版)』が策定されました。

知床半島先端部地区への立ち入り利用をお考えの方は、本パンフレットをお読みの上、知床半島先端部地区がどのような場所であるかをご理解・認識いただき、事前に十分な情報収集等をされるようお願いいたします。

知床国立公園利用適正化検討会議

★ 動力船による上陸利用の禁止
観光船、遊漁船、プレジャーボート等、船舶

『利用の心得(試行版)』は、知床半島先端部地区に立ち入る際に自然保護やリスクの軽減のために、利用者等が守るべき「留意事項」や「禁止事項」を示したものです。

知床半島先端部地区への立入りを計画される方は、『利用の心得(試行版)』を必ず入手して、熟読・ご理解をお願いします。

お問い合わせ先

「先端部地区利用の心得」入手場所等

- 環境省釧路自然環境事務所
〒085-8639 釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎
TEL : 0154-32-7500 FAX : 0154-32-7575
- ウトロ自然保護官事務所
TEL : 0152-24-2297 FAX : 0152-24-3646
- 羅臼自然保護官事務所
TEL : 0153-87-2402 FAX : 0153-87-2468

- 羅臼ビジターセンター
TEL : 0153-87-2828 FAX : 0153-87-2876
- 知床自然センター
TEL : 0152-24-2114 FAX : 0152-24-2115

- 釧路自然環境事務所ホームページ
<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/>

端部地区への立入りについて、利用形態別に次のように定めています。

(1) 海岸トレッキング利用

海岸部では、岩壁や急斜面の高巻き・徒渉箇所があり、また濃霧等の悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。したがって、ある程度の岩登り技術や危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。

(2) 山岳部利用

山岳部では、自らの判断で適切なルート選択を行わなければならない、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。したがって、高度な登山技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。

(3) 沿岸カヤッキング利用

沿岸では、知床岬や斜里側ルシャでの強烈な突風、羅臼側での変わりやすい波や風、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある等極めて厳しい条件下にある。したがって、高度な技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。

◎ その他

「沿岸河口部サケ・マス釣り利用」「動力船による海域利用」について、業者や利用者が守るべき事項を定めている。

の種類を問わず動力船による「先端部地区(陸域)」への一般観光客等のレクリエーション目的の上陸利用は、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ(昭和59年)」により認められていません。

立ち入り利用の基本原則

- 自然環境への配慮
→ インパクトの最小化 !
- 次世代への配慮
→ 立ち入りの痕跡を残さない !
- 自己責任
→ 高度な技術・体力・判断力 !
- 情報の収集
→ 事前の学習・習得 !
- 事業者の責務
→ ルールを守り、周知・啓発 !

『利用の心得(試行版)』は、平成19年から試行し、併せて今後の利用実態や立ち入りによる自然環境の影響等をモニタリングし、その結果の解析・評価等の結果と利用者の御意見のフィードバックにより、修正・補完等充実を図っていきます。

『利用の心得(試行版)』に関する御意見・御感想は左の「お問い合わせ先」までお寄せ下さい。